



アンケート用紙

1 あなた自身に関することについて教えてください。

Q1 あなたの年齢は。	回答 (1～8 いずれかを記入)
① 18～19 歳 ② 20～29 歳 ③ 30～39 歳 ④ 40～49 歳 ⑤ 50～59 歳 ⑥ 60～69 歳 ⑦ 70～79 歳 ⑧ 80 歳以上	

2 自治基本条例についてお尋ねします。

Q2 厚木市自治基本条例を知っていますか。	回答 (1～4 いずれかを記入)
① 内容をよく知っている。 ② 読んだことがある。 ③ 読んだことはないが、聞いたり、見たりしたことはある。 ⇒①～③と回答した方、Q3へ ④ 全く聞いたことがない。	

Q3 Q2で①～③と回答した方にお尋ねします。 自治基本条例を何で知りましたか。	回答 (1～5 いずれかを記入)
① 広報あつぎ ② 厚木市ホームページ ③ 条例のパンフレット、チラシ等 ④ 友人・知人や家族から ⑤ その他	
その他と回答された方はお知りになった媒体等をこちらにお書きください。 ()	

ここからは条例の見直しに関する質問です。

3 第1章 総則 についてお尋ねします。

第1章 総則には次のことが明記されています。

第1条 目的

第2条 自治基本条例の位置付け

第3条 定義

第1章の条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

(どちらかに○を付けてください)

() あり

見直すべき内容について記入してください。

() ない

4 第2章 自治の基本理念、 第3章 自治の基本原則 についてお尋ねします。

第2章 自治の基本理念には次のことが明記されています。

第4条 自治の基本理念

第3章 自治の基本原則には次のことが明記されています。

第5条 自治の基本原則

第2章及び第3章の条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

(どちらかに○を付けてください)

() あり

見直すべき内容について記入してください。

() ない

5 第4章 市民 についてお尋ねします。

第4章 市民には次のことが明記されています。

第6条 市民の権利

第7条 市民の責務

第8条 子どもの権利、責務等

第9条 事業者の権利及び責務

第4章の条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

(どちらかに○を付けてください)

() 有る

見直すべき内容について記入してください。

() ない

6 第5章 議会及び議員 についてお尋ねします。

第5章 議会及び議員には次のことが明記されています。

第10条 議会の役割及び責務

第11条 議員の役割及び責務

第5章の条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

(どちらかに○を付けてください)

() 有る

見直すべき内容について記入してください。

() ない

7 第6章 市長、市長等及び市職員 についてお尋ねします。

第6章 市長、市長等及び市職員には次のことが明記されています。

第12条 市長の役割及び責務

第13条 市長等の役割及び責務

第14条 市職員の役割及び責務

第6章の条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

(どちらかに○を付けてください)

() がある

見直すべき内容について記入してください。

() ない

8 第7章 行政運営 についてお尋ねします。

第7章 行政運営には次のことが明記されています。

第15条 行政運営の基本事項 第22条 個人情報の保護

第16条 総合計画 第23条 法令遵守

第17条 組織等 第24条 法令の解釈等

第18条 行政評価 第25条 行政手続

第19条 財政運営 第26条 市民からの要望等への対処

第20条 危機管理 第27条 行政処分等に対する不服への対処

第21条 情報の公開等

第7章の条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

(どちらかに○を付けてください)

() がある

見直すべき内容について記入してください。

() ない

9 第8章 参加及び協働の推進 についてお尋ねします。

第8章 参加及び協働の推進には次のことが明記されています。

第28条 政策等に対する意見等

第29条 条例等の制定等への市民参加

第30条 事業の実施に係る市民参加

第31条 審議会等の運営

第32条 コミュニティ団体に対する市民等の責務

第33条 コミュニティ団体との協働

第34条 地区市民自治推進組織

第35条 市民の課題解決に対する意識の高揚等

第36条 住民投票

第8章の条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

(どちらかに○を付けてください)

() がある

見直すべき内容について記入してください。

() ない

10 第9章 広域連携及び交流 についてお尋ねします。

第9章 広域連携及び交流には次のことが明記されています。

第37条 広域連携及び交流

第9章の条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

(どちらかに○を付けてください)

() がある

見直すべき内容について記入してください。

() ない

第10章 自治基本条例推進委員会、 第11章 自治基本条例の見直し、 第12章 自治基本条例の改正 についてお尋ねします。

第10章 自治基本条例推進委員会には次のことが明記されています。

第38条 自治基本条例推進委員会

第11章 自治基本条例の見直しには次のことが明記されています。

第39条 自治基本条例の見直し

第12章 自治基本条例の改正には次のことが明記されています。

第40条 自治基本条例の改正

第10章～第12章の条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

(どちらかに○を付けてください)

() あり

見直すべき内容について記入してください。

() ない

12 その他

自治基本条例に対するご意見・ご要望があれば、自由にお書き下さい。

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒により郵便ポストにご投函いただきますようお願いいたします。

